

## 1 議 事 日 程

〔令和8年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和8年6月8日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第38号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

|     |            |      |            |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 神 武 綾 議員   | 副委員長 | 馬 場 礼 子 議員 |
| 委員  | 久 和 満 晴 議員 | 委員   | 原 紳次郎 議員   |
| 〃   | 笠 利 毅 議員   | 〃    | 門 田 直 樹 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|                                   |         |             |         |
|-----------------------------------|---------|-------------|---------|
| 総 務 部 長<br>(経営企画担当)               | 轟 貴 之   | 教 育 部 長     | 添 田 邦 彦 |
| 総 務 部 理 事<br>(総務担当)               | 宮 崎 征 二 | 教 育 部 理 事   | 平 野 善 浩 |
| 総 務 課 長 併<br>選挙管理委員会事務局長          | 鳥 飼 太   | 議会事務局長      | 杉 山 知 大 |
| 経営企画課長                            | 宮 原 竜   | 社会教育課長      | 立 石 泰 隆 |
| 文書情報課長                            | 井 本 正 彦 | 学校教育課長      | 田 代 浩   |
| 管 財 課 長                           | 松 隈 誠 宏 | 文化財課長       | 井 上 信 正 |
| 管財課公共施設整備担当課長併<br>社会教育課教育施設整備担当課長 | 福 田 久 博 | スポーツ課長      | 橋 川 史 典 |
| 防災安全課長                            | 糸 山 邦 明 | 監査委員事務局長    | 松 尾 誓 志 |
| 地域コミュニティ課長                        | 高 田 政 樹 | 議 事 課 長     | 花 田 敏 浩 |
| 会計課会計係長                           | 加 藤 麻里子 | 文化学習課文化学習係長 | 一 瀬 沙 織 |

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 大 塚 春 菜

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（神武 綾委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第38号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例  
について

○委員長（神武 綾委員） 日程第1、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） おはようございます。それでは、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書は24ページから25ページ、条例改正新旧対照表は41ページから42ページでございます。

今回の条例改正は、太宰府東中学校及び太宰府西中学校の体育館にあります柔剣道場に空調設備が設置されましたことに伴い、新たに空調設備の使用料を設定するものでございます。

条例改正新旧対照表の41ページをご覧ください。

別表（第3条関係）の区分、小学校及び中学校の欄に「柔剣道場空調」を加え、使用料1時間につき500円を設定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 東中学校と西中学校ということで説明があるんですけども、太宰府中学校と学業院中学校についての柔剣道場の空調の有無あたりを、まずそれをお願いします。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 太宰府中学校の柔剣道場にも空調は設置されているということになります。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ということは、太宰府中学校で空調を使用する場合というのは、どういう扱いになるのでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 同じように取扱いを行いたいと思っております。

○委員長（神武 綾委員） この条例で、太宰府中も適用されるということですか。

○スポーツ課長（橋川史典） はい、そのとおりでございます。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 柔剣道場ということで、私もずっと学校の施設を借りよったんですが、スポーツね、特に武道関係で冷暖房というのは考えられんから、暑いときは暑く、寒いときは寒く。ただ、避難所として使うという前提で恐らくされてあるんだろうと思うけど、そのときは使用料は要らないんですよね。確認させてください。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 当然、避難所という取扱いになれば使用料は取らないということになります。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

馬場副委員長。

○副委員長（馬場礼子委員） 今回、使用料として500円という算定基準を教えてください。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） これは、体育館の空調の使用料のときもそうなんですが、各学校のランニングコストを計算しまして、平均化と申しますか、その金額を出しているところでございます。

以上です。

○副委員長（馬場礼子委員） ありがとうございます。

○委員長（神武 綾委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例に

ついて」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時04分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○委員長（神武 綾委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○委員長（神武 綾委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○委員長（神武 綾委員） これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時05分

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年8月19日

総務文教常任委員会 委員長 神 武 綾